

第1 交通安全施設の整備

1 交通安全施設の整備の重点

交通安全施設の整備については、社会資本整備重点計画法の趣旨に則りアウトカム(成果)目標に比重を置いた計画を推進しているが、特に、あんしん歩行エリア対策、ルート対策、ポイント対策及び交通死亡事故発生現場対策等の交通危険箇所対策を中心に総合的かつ効果的に整備を実施した。

(1) 信号機の設置

交通事故多発等の危険交差点を重点に信号機を設置するとともに、あんしん歩行エリアや交通死亡事故発生現場等に設置した。

(2) 信号機の高度化改良

交通の安全と円滑化を図るために信号機の地域制御化を図るとともに、幹線道路に設置された信号機の感应化及び多現示化等の高度化改良を232基実施した。

特に、交通危険箇所対策では、光ビーコン10基、信号機の高度化改良26基を整備するとともに、信号灯器126灯をLED化して視認性の向上を図った。

(3) 道路標識標示の整備

見やすく分かりやすい道路標識にするため、自発光式標識の整備や大型化を図るなど視認性の向上を図った。

道路標識の合理化、簡素化を実施し、併せて老朽化した標識の計画的更新、破損した標識の早期補修等の整備を推進した。

道路標示については、高輝度道路標示や降雨対応型標示などを重点的に整備し、視認性の向上を図った。

あんしん歩行エリア対策等の交通危険箇所対策では、主に照明付横断歩道標識や高輝度路側標識など76本を整備した。

(4) 光ビーコンの整備

カーナビ等による一般ドライバーへのリアルタイムな交通情報提供の充実を図るため、光ビーコン54基の整備を推進した。

2 交通安全施設等整備状況

			平成17年中 整備数	平成17年12月末 現在数
信号機	新設	全感応式		35基
		半感応式	40基	2,417基
		定周期式	36基	1,920基
		押ボタン式	28基	1,011基
		その他		120基
		計	104基	5,503基
	改良	全感応化	2基	
		半感応化	30基	
		速度感応化		
		プログラム多段化	15基	
		押しボタン化	15基	
		閑散時半感応化	3基	
		多現示化	40基	
		歩行者対策用信号機	27基	
		歩行者用灯器増灯	534灯	
		車両用灯器増灯	258灯	
	系統化	地域制御	40基	1,193基
		路線自動		55基
		多段系統	86基	494基
高速走行抑止システム				5基
交通監視用テレビ				33台
光ピコン			54基	672基
交情報	通板	フリーパターン式		21基
		セミフリーパターン式		15基
		小型文字他		27基
道路標識	可変式	集中制御		28本
		単独灯火式	1本	66本
		単独反射式	3本	99本
		路側式	2本	320本
	固定式	大型灯火式	18本	987本
		大型反射式	216本	5,771本
		路側式	3,446本	233,206本
道路標示	横断歩道		4,660本	31,515本
	実線標示		270km	3,500km
	図示標示		7,998箇	184,090箇

第2 交通規制

1 交通規制の重点

(1) 交通事故防止のための交通規制

あんしん歩行エリア、ルート、ポイント及び交通死亡事故発生現場対策を中心に、交差点での歩行者・自転車等の交通の安全の確保、交通事故の実態に合わせた交通規制の新設及び見直しを実施した。

(2) 総合的な交通規制の推進

道路の新設・改良、交通流・量及び交通安全施設の整備状況等、交通環境の変化を踏まえた交通規制の点検、見直しなど総合的な交通規制の推進を図った。

交通規制の実施状況は、次表のとおりである。

2 交通規制実施状況

規制種別		交通規制実施状況					
		平成17年12月末		平成16年12月末		増減	
		区間 (箇所・本)	延長 (km)	区間 (箇所・本)	延長 (km)	区間 (箇所・本)	距離 (km)
横断歩道		31,515		31,168		+347	
自転車横断帯		6,697		6,468		+229	
通行禁止	大型車	769	737.2	768	737.7	+1	-0.5
	二輪車	11	30.6	11	30.6		
	その他	119	147.3	124	150.0	-5	-2.7
歩行者用道路		431	148.1	434	149.2	-3	-1.1
一方通行		1,104	272.1	1,063	265.8	+41	+6.3
車両進入禁止		104		104			
指定方向外進行禁止		4,422		4,388		+34	
斜め横断可		6		6			
歩行者の横断禁止		5	3.9	7	8.1	-2	-4.2
追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止		1,011	2998.8	1,006	2994.1	+5	+4.7
追越し禁止場所		28	43.8	28	43.8		
普通自転車の歩道通行可	片側	229	402.7	229	402.7		
	両側	1,167	1669.8	1,167	1669.8		
普通自転車の歩道通行部分		6	16.3	6	16.3		
普通自転車の交差点進入禁止		49		49			
最高速度	100キ口	2	18.8	2	18.8		
	80キ口	19	92.2	19	92.2		
	70キ口						
	60キ口	6	2.4	6	2.4		
	50キ口	704	1904.4	677	1886.4	+27	+18.0
	40キ口	1,909	3001.3	1,889	3018.6	+20	-17.3
	30キ口	1,103	868.0	1,109	877.2	-6	-9.2
	20キ口	1	0.1	1	0.1		

規 制 種 別		交 通 規 制 実 施 状 況					
		平成 17 年 12 月 末		平成 16 年 12 月 末		増 減	
		区 間	延 長	区 間	延 長	区 間	距 離
		(箇所・本)	(km)	(箇所・本)	(km)	(箇所・本)	(km)
踏 切 道 の 止 通 行 禁 止	大 型 車	163		166		-3	
	二輪の自動車 以外の自動車	101		113		-12	
	車 両	21		22		-1	
	そ の 他	1		1			
車 両 の 横 断 禁 止		7	6.0	7	6.0		
転 回 の 禁 止		25	52.2	25	52.2		
右 左 折 の 方 法		370		370			
原付車の右折方法（二段階）		120		120			
原付車の右折方法（小回り）		224		224			
優 先 道 路		6	0.6	6	0.6		
徐 行		32	6.4	33	6.5	-1	-0.1
一 時 停 止		54,677		54,515		+162	
駐 停 車 禁 止	片 側	32	8.5	14	6.6	+18	+1.9
	両 側	148	202.7	146	200.9	+2	+1.8
駐 車 禁 止	片 側	49	11.1	46	10.7	+3	+0.4
	両 側	3,846	5247.2	3,928	5550.3	-82	-303.1
停 車 の 方 法							
警 笛 鳴 ら せ							
駐 停 車 禁 止 帯 路 側 帯	片 側	93	30.8	93	30.8		
	両 側	24	15.2	24	15.2		
歩 行 者 用 帯 路 側 帯	片 側	33	8.0	33	8.0		
	両 側	4	0.6	4	0.6		
停 止 禁 止 部 分		112		112			
進 路 変 更 禁 止 等		4,911	154.0	4,907	163.3	+4	-9.3
車 両 通 行 帯		5,104	551.0	5,104	551.0		
専 用 通 行 帯		9	17.7	9	17.7		
立 入 禁 止 部 分		32	8.9	32	8.9		
最 低 速 度		2	19.3	2	19.3		
特定の種類の車両の通行区分		2	132.3	2	132.3		

第3 交通安全施設等整備事業費の推移

交通安全施設等整備事業の事業費については、昨今の厳しい財政事情を考慮し、限られた予算でいかに効果的な事業を推進するかが課題となっている。

(単位：千円)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
信号機関係	1,005,603	1,093,905	1,153,592	1,001,072	718,407	889,058	738,056	830,718	915,600	948,770
交通管制関係	536,529	727,055	1,455,091	1,558,769	905,770	280,202	266,926	273,652	265,546	430,854
標識標示関係	1,673,306	1,947,487	1,940,005	1,573,659	1,289,590	1,216,876	1,032,027	818,218	682,016	651,741
計	3,215,438	3,768,447	4,548,688	4,133,500	2,913,767	2,386,136	2,037,009	1,922,588	1,863,162	2,031,365
指数	100	117	141	129	91	74	63	60	58	63

指数は平成8年を100とした。

第4 総合的な駐車対策の推進

1 駐車対策の重点

(1) 駐車規制見直しの推進

道路整備や交通情勢、駐車需要の変動に対応した合理的な駐車規制を確保するため、駐車規制の強化、緩和、廃止等の見直しを推進した。

(2) 駐車マナーアップ対策の推進

関係機関・団体等と連携し、街頭キャンペーン、各種広報媒体を活用した広報・啓発活動、合同パトロールの実施等を推進した。